

受検生のみなさんへ

県立高等学校入学に当たっては学習者用パソコンが必要です

佐賀県教育委員会

佐賀県立高等学校では、平成26年度から、学習者用パソコンを利活用した教育を行うこととしています。このため、佐賀県立高等学校入学者選抜の合格者の皆さんは、高校入学に当たり、県教育委員会が指定する学習者用パソコンが必要です。

学習者用パソコンの概要や購入までの流れ等については、下記のとおりです。不明な点があれば、各高等学校までお尋ねください。

この学習者用パソコンは、県立高等学校での教育活動を行う上で必要な教材です。所持しなければ教育活動に支障をきたしますので、入学までの間に必ず必要な手続等を行ってください。

記

1 学習者用パソコンの概要

県が指定する学習者用パソコンは、デジタル教材を含んで8万4千円程度です。そのうち、購入時にお支払いいただく額は5万円です。(差額については、県が補助します。)

デジタル教材は、学校により異なりますので、入学後に配付します。

また、この学習者用パソコンの性能等は、次のとおりです。

- ・ 基本ソフト：Windows8Pro
- ・ 10.1型ワイドディスプレイ
- ・ 取り外し可能なキーボード付き
- ・ カメラ及び無線LAN内蔵
- ・ バッテリー駆動時間 約15.5時間
- ・ ワード、エクセル、辞書ソフトなどを標準装備
- ・ 3年間の保証 など

なお、これまで入学時に購入されていた紙の辞書や教材のうち、この学習者用パソコンに組み込まれている辞書や教材は、購入する必要がなくなるものもありますので、実質的な負担額は約3万円～3万5千円程度となります。

2 購入までの流れ

2月19日(水) 特色選抜試験合格発表

3月18日(火) 一般選抜試験合格発表

3月19日(水) 入学予定者説明会(合格者登校日)

- ・ 学習者用パソコン購入申込み受付(対象:入学予定者全員)

※ 購入費貸付、育英資金貸付(追加)希望者についても、当日申込みを受け付けます。

4月2日～4日 学習者用パソコンの購入・配布(各高等学校の日程は、別途お知らせします)

※ 二次募集合格者は、合格発表後同様の対応を行います。

3 代金の支払方法

学習者用パソコンに係る代金5万円の支払方法は、次のいずれかをお願いします。

- ・ 4月1日(火)までに指定の口座に振り込む
(購入日当日は、領収済み振込用紙の写し等を持参ください。)
- ・ 購入日当日に直接現金を支払う。

なお、購入費貸付又は育英資金貸付を受けられる方は、貸付金を県から販売業者に支払いますので、販売業者に直接代金を支払う必要はありません。(購入日当日は、これらの貸付の申込者に対し県が発行する学習者用パソコン引換券を持参ください。)

4 その他

県が指定する学習者用パソコンと同レベルと認められるものを個人で所有されている場合は、学校に持ち込んで利用できます。ただし、学習者用として利用するためには各種設定が必要です。その費用は実費でお支払いいただきます。持ち込みを希望される方は、3月25日(火)までに各高等学校に相談してください。